

事業主様 助成金担当者様		代表者	運行管理者	運 転 者
	回覧印			

業務支援課だより

(第143号)

令和2年8月17日
(公社)熊本県トラック協会

～令和2年度 助成事業に関するお知らせ～

この度、全ト協から本予算見直しの連絡があり、次の助成事業について、令和2年10月以降導入した機器等に対する助成を休止する旨連絡がありましたので、お知らせいたします。

それに伴い、次の助成事業について、要綱改正を行いましたので、併せてお知らせいたします。

改正要綱は、熊ト協ホームページからご確認ください。

1. ASV装置導入促進助成 (交付要綱抜粋)

(助成金の交付額)

第5条 助成金の交付額は、事業者が当該年度に新たに車両に装置を装着する場合、1車両あたり装置の取得価格の5分の1 (上限3万円) とする。(助成対象)

2 助成予算額については、車両総重量8トン以上の事業用貨物自動車に装着した装置は協会負担とし、車両総重量3.5トン以上8トン未満の事業用貨物自動車に装着した装置を公益社団法人 全日本トラック協会 (以下「全ト協」という。) 負担とする。

3 期間内であっても、全ト協及び協会の助成予算額に達した場合は、その時点で各助成を終了する。

2. 安全装置等導入促進助成 (交付要綱抜粋)

(対象期間)

第4条 毎事業年度4月1日から翌年2月末日までに装置を購入し、支払いが終了したものを対象とし、2月末日までに助成金交付請求書を協会に提出するものとする。

2 期間内であっても、全ト協及び協会の助成予算額に達した場合は、その時点で各助成を終了する。

3. 助成要綱改正後の対応 (令和2年10月以降導入の装置)

① ASV装置導入促進助成：車両総重量8トン以上の事業用貨物自動車に装着した装置のみ申請受付

②安全装置等導入促進助成：助成交付額10,000円

③血圧計導入促進助成：令和2年10月以降導入について受付終了